

令和 8 年 10 月から施設等利用費の給付上限額が変わります

保護者の皆様へ

日頃より中野区の保育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

このたび、国の制度改正により、**令和 8 年 10 月から施設等利用費の給付上限額**が見直され、補助対象となる方の給付上限額が引き上げられることとなりました。

認可外保育施設等を利用している施設等利用費の給付対象者について、給付上限額は次のとおり変更されます。

給付上限額の見直し内容

対象施設・対象年齢	現行	見直し後
認可外保育施設等(0～2 歳児非課税世帯)	月額 42,000 円	月額 45,700 円 (+ 3,700 円)
認可外保育施設等(3～5 歳児)	月額 37,000 円	月額 40,300 円 (+ 3,300 円)

※新しい給付上限額は、令和 8 年 10 月以降の利用分から適用されます。

※給付対象となるためには、施設等利用費必要があります。

※詳細については、中野区ホームページをご確認ください。

認証保育所等保護者補助金も対象の方は、以下のように引き上げられます。

対象施設・対象年齢	現行	見直し後
認可外保育施設等(0～2 歳児非課税世帯)	月額 70,000 円	月額 73,700 円 (+ 3,700 円)
認可外保育施設等(3～5 歳児)	月額 70,000 円	月額 73,300 円 (+ 3,300 円)

※0～2 歳児クラス課税世帯で認証保育所等保護者補助金の補助対象者に関しましては、現行と変わらず月額 70,000 円が上限となります。

制度改正に関するお問い合わせにつきましては、下記担当までお願いいたします。

お問い合わせ先:中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

幼稚園・認可外保育係

03-3228-5681(平日 8 時 30 分～17 時)